

事業主各位

群馬労働局長 上野 康博



群馬県知事 山本 一太



障害者雇用の更なる促進について（依頼）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

障害者の雇用の促進及び福祉の向上につきましては、平素から格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国及び群馬県は、障害の有無に関係なく、誰もが希望や能力に応じて職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現を目指しているところであり、障害者が地域で自立した生活を送るためには、雇用機会の確保が重要となっております。

ご承知のとおり、全ての事業主は、法定雇用率（民間企業は現行2.5%）以上の割合で障害者を雇用する義務があります。群馬県下においても関係機関が一丸となって障害者雇用の促進を図り、各企業における障害者の積極的な雇用をお願いしているところです。

しかしながら、令和7年6月1日時点における群馬県下の法定雇用率は2.35%と法定雇用率を下回っている状況です。

こうした中、民間企業における法定雇用率（現行2.5%）が本年7月より2.7%へと引き上げられることとなっており、これにより障害者雇用が義務付けられる事業主の範囲も、現行、算定基礎労働者数※1が40.0人以上から37.5人以上へと拡大される場所です。

つきましては、すでに障害者の雇用義務の対象となっている事業主はもとより、法定雇用率改正に伴い新たに障害者の雇用義務が生じる事業主におかれましても、障害者の積極的な雇用に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、群馬労働局・県内ハローワーク（12ヶ所）・群馬県は、障害者の採用や職場定着に関して事業主を支援しています。また、障害者雇い入れに対する助成金等もありますので各種支援をご活用いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

群馬労働局職業安定部職業対策課

前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階 Tel: 027-210-5008

群馬県産業経済部労働政策課

前橋市大手町1-1-1

Tel: 027-226-3405

※1 雇用保険被保険者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者は1人とし、20時間以上30時間未満の者は0.5人として計算する